

呼称資格認定試験における処分基準

不正の手段によって呼称資格認定試験を受け、若しくは受けようとした者に対しては以下1～5を基準として受験禁止期間を決定する。試験終了後に発覚した場合、それまでの免除権利を失効とする。また、合格または認定後に発覚した場合、資格は調査の上、抹消される場合がある。ただし、不正の手段及び違反した行為の内容または情状により下記の受験禁止期間を減免することができる。なお、ソムリエ、ソムリエ・エクセレンス受験者については6まで適用する。

態 様	受験禁止期間
1 虚偽の出願（替え玉受験、無資格受験など）によって試験を受け、若しくは受けようとした者	5年間、当協会が主催する試験を受けることができないものとする。
2 試験の問題・解答を試験室から持ち出した、若しくは持ち出そうとした者 試験合格を目的としない受験をした者	当該受験者および勤務先の全ての雇用関係者（事業主、正社員、契約、派遣、パート・アルバイト、委託・請負など）について、5年間、当協会が主催する試験を受けることができないものとする。
3 不正の手段によって試験を受け、若しくは受けようとした者 不正の手助けをした、若しくは手助けをしようとした者	4年以上の期間を定めて、当協会が主催する試験を受けることができないものとする。
4 受験会場において試験官の指示に従わなかった者 他者に迷惑行為を行った、若しくは行おうとした者	1年以上の期間を定めて、当協会が主催する試験を受けることができないものとする。
5 試験問題・解答を第三者へ提供、または開示・漏洩した者	1年以上の期間を定めて、当協会が主催する試験を受けることができないものとする。
6 受験した者、若しくは受けようとした者に対し、虚偽の従事証明を行った勤務先	当該勤務先の全ての雇用関係者（事業主、正社員、契約、派遣、パート・アルバイト、委託・請負など）について、5年間、当協会が主催する試験を受けることができないものとする。

※ 認定試験期間中にソムリエの資質に欠くべき非行があった場合には、調査の上、それまでの免除権利を失効とする、または合格しても認定を行わないことがある。

呼称資格認定試験における注意事項

■ 不正行為

※発覚した場合、当協会ホームページにおいて公表いたします。

次のことをすると不正行為となります。不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退出を指示され、それ以後の受験はできなくなります。また全ての試験科目の成績を無効とし、「処分基準」に基づき対処いたします。

- ① 試験中および試験室において、カンニング（試験の出題内容に関するメモやコピー、教本、参考書などの書籍類を持ち込む、触る、手に持つ、身につける、または机の上に置いたり見たりすること、他の受験者の答案などを見ること、他の人から答えを教わることなど）をすること。
- ② 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること。
- ③ 試験中および試験室において、電子機器（携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、ICレコーダー、無線機、イヤホンなど）を持ち込む、触る、手に持つ、身につける、または机の上に置いたり見たり使用すること。
- ④ 受験者以外の者が受験者になりすまして出願・受験（替え玉受験）をすること。
- ⑤ 「試験開始」の指示の前に問題・解答用紙に手を触れたり問題を見たり解答を始めること。
- ⑥ 問題用紙を試験室から持ち出すこと、問題を書き写したり、撮影・録音をして持ち出すこと。
- ⑦ 解答用紙を試験室から持ち出すこと、解答を書き写したり、撮影・録音をして持ち出すこと。
- ⑧ 試験合格を目的としない受験をすること（試験問題・解答を持ち出すため、試験対策のための受験など）。
- ⑨ 出願申請・解答用紙に故意に虚偽の内容を入力・記入すること。
- ⑩ 試験室において、他の受験者に迷惑となる行為をすること。
- ⑪ 「試験終了」の指示に従わず、筆記用具を持っていたり解答を続けること。
- ⑫ 試験官の指示に従わないこと。
- ⑬ 試験問題・解答を第三者へ提供、または開示・漏洩すること（教育機関への開示、印刷物・SNS・ブログ・Webサイトなどでの発信・投稿・書き込みなど）。
- ⑭ その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。